

第84回定時株主総会 インターネット開示事項

1. 業務の適正を確保するための体制等（内部統制システム）の整備についての取締役会の決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要
2. 連 結 持 分 変 動 計 算 書
3. 連 結 注 記 表
4. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
5. 個 別 注 記 表



上記は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものです。

1 業務の適正を確保するための体制等（内部統制システム）の整備についての取締役会の決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制等の概要

(1) 当社の監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

| | |
|--|--|
| ① 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 監査委員会は、必要に応じ、常勤の監査委員を選定する。 2) 取締役会は、必要に応じ、監査委員会の職務を補助する取締役として、執行役を兼務しない取締役を置く。 3) 監査委員会の職務を補助するため、取締役会事務局に監査委員会担当者を置く。 4) 監査委員会は、監査を行うために必要があるときは、執行役が所管する内部監査部門に対し、監査委員会の職務の執行を補助させることができる。 |
| ② 上記①の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当社の監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 取締役会事務局の監査委員会担当者は、他の業務執行部門の職位を兼任しない。監査委員会担当者の任免及び懲戒は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員（以下「選定監査委員」という。）の同意を得て、執行役が行う。また、監査委員会担当者の人事評価及び査定は、監査委員会又は選定監査委員の意見を聴取のうえ、執行役が行う。 2) 内部監査部門長の任免及び懲戒並びに人事評価及び査定は、執行役が行うが、あらかじめ、その理由を監査委員会又は選定監査委員に説明しなければならない。 3) 監査委員会の職務を補助する者が補助を行うに当たっては、執行役の指揮命令を受けない。 |
| ③ 当社の監査委員会への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 執行役は、次に掲げる文書を監査委員会に提出する。 経営会議資料、執行役の決裁書類、中期経営計画及び予算審議資料、月次及び四半期の決算書類、内部監査部門の業務監査報告書 2) 当社の内部監査部門は、当社及び子会社（外国の事業体も含む。以下同じ。）における業務運営の監査を行い、その結果を監査委員会又は選定監査委員に報告する。 3) 執行役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査委員に報告する。 4) 当社の執行役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から監査委員会への報告は、選定監査委員への報告をもって行う。 5) 当社は、内部通報制度として、当社、子会社及びそれらの取引先の業務に従事する者が、当社及び子会社における違法又は不適切な行為（以下「違法行為等」という。）を外部に設置する通報窓口に通報することができる制度を導入する。内部通報制度の担当部門の責任者は、通報の通知を受けたときは、速やかに選定監査委員に報告するものとする。また、当社は、監査委員会に対し、直接、発見した違法行為等を報告することができる制度を整備する。 6) 当社は、監査委員会への報告をした者が、それを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。 |
| ④ 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 | <p>監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は取締役会事務局が担当し、監査委員の職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理する。</p> |
| ⑤ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 選定監査委員は、内部監査部門長が翌事業年度に係る監査計画を策定する場合、当該監査計画の内容について意見を述べるができる。内部監査部門長は、策定した監査計画を監査委員会に報告しなければならない。 2) 監査委員会又は選定監査委員は、会計監査人、執行役、内部監査部門長及び業務執行部門の責任者と意見交換を行う。 |

(2) 当社の執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

| | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none"> 1) 当社は、当社及び子会社の業務の運営において、法令及び定款の遵守並びに社会倫理の尊重を図るため、行動の指針を定め、周知する。 2) 当社の執行役は、経営会議を組織して、当社、又は当社及び子会社から成る企業集団（以下「日立金属グループ」という。）に影響を及ぼす当社又は子会社の重要な経営事項について審議し、又は報告を受ける。 3) 当社は、内部通報制度として、当社、子会社及びそれらの取引先の業務に従事する者が、当社及び子会社における違法行為等を外部に設置する通報窓口に通報することができる制度を導入する。内部通報制度の担当部門は、通報の通知を受けたときは、その事実関係を調査し、必要に応じて、当社の執行役に対して是正措置の検討を要請するほか、再発防止のために適切な措置をとるものとする。また、当社は、通報をした者が、それを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。 4) 日立金属グループにおいては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを方針とする。当該方針の実効性を確保するため、担当部門を置き、反社会的勢力に係る情報の管理、取引の遮断その他の対応に関する制度を整備するとともに、警察等外部専門機関との緊密な連携に努めるものとする。 |
|--|---|

(3) その他当社の業務と当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための当社における体制の整備

| | |
|---|--|
| ① 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 経営会議資料、決裁書類その他の執行役の職務の執行に係る文書は、文書の保存及び管理に係る社内規則に基づき、各業務執行部門において保存及び管理する。 2) 選定監査委員は、各業務執行部門において保存及び管理する執行役の職務の執行に係る文書を閲覧、謄写又は複写することができる。 |
| ② 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 当社は、日立金属グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理の最高責任者として日立金属グループリスクマネジメント責任者を置く。 2) 当社の執行役は、コンプライアンス、反社会的勢力、投資、財務、調達、環境、災害、品質、情報管理、輸出管理、法務等に係る損失の危険について、各業務執行部門を指揮し、必要に応じて社内規則、ガイドライン等を制定し、マニュアルの作成及び配付、教育並びに業務監査を行い、当社の損失の危険を回避もしくは予防し、又は管理する。当社は、これらの規則等を子会社に提供し、その規模等に応じて当社に準じた規則等の整備を行わせる。 3) 当社の執行役は、当社及び子会社において現実化した損失の危険の報告を受け、迅速に対応するための組織を置く。 4) 当社の執行役は、当社及び子会社において新たに生じた損失の危険に対応するため、必要な場合は、関係業務執行部門に示達するとともに、速やかに対応責任者を定める。 5) 当社の執行役は、当社及び子会社において損失の危険が現実化した場合には、速やかに監査委員会に報告する。 |
| ③ 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 | <p>(2) 2) に加え、以下に掲げる体制を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当社は、日立金属グループの連結企業価値の最大化を目的として、連結経営の基本方針を定める。 2) 当社の取締役会は、当社の業務を戦略的かつ計画的に運営することで市場競争力を強化し、企業価値を高めるため、中期経営計画及び予算を決定し、業績を管理する。執行役は、当該管理の実効性を確保するため、予算及び業績の管理制度を整備する。当社は、連結中期経営計画及び連結予算を策定するに当たり、子会社と相互に情報を共有し、各会社のみならず日立金属グループ全体で最適な戦略の構築を図るとともに、連結業績を管理する。 3) 当社の執行役は、各業務執行部門の責任者の権限及び責任を明確にし、意思決定及び職務の執行に係る手続を統制するための社内規則を整備する。 4) 当社は、親会社及び子会社とともに財務報告に反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を行う。 5) 当社は、子会社の管理を担当する部門を定め、諸施策の周知、情報の収集、子会社の業務運営の支援等を行う。 |
| ④ 当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 | <p>(2) 1) 、3) 及び4) 並びに (3) ② 1) に加え、以下に掲げる体制を整備する。</p> <p>当社の執行役は、内部監査部門を置き、当社及び子会社に対する業務運営の監査を行わせる。また、当社は、親会社の内部監査部門が、当該親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために、当社及び当社子会社の業務に係る業務運営の監査を行うときには、これに協力する。当社は、これらの監査の結果を検討して、業務の運営を改善する。</p> |

| | |
|--|--|
| ⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 | (2) 2) 及び (3) ⑤) に加え、以下に掲げる体制を整備する。 当社は、必要に応じて子会社に取締役及び監査役を派遣する。当該取締役及び監査役は、当社の執行役又は選定監査委員の求めがあった場合には、その職務の執行の状況を報告する。 |
| ⑥ その他当社の業務と当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 | 1) 当社は、業務の運営及び取引では、親会社からの自律性を保つことを方針とする。親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を行うに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、これを決定する。 2) 当社は、親会社及び子会社との取引を市価を基準として公正に行うことを方針とする。 3) 子会社の業務の適正を確保するため、当社における体制を基本として、子会社に対してその規模等に応じた体制の整備を行わせる。 |

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制等（内部統制システム）の整備についての基本方針に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制を運用しております。

(1) コンプライアンス

「法を守り正道を歩む」を基本とし、日立金属グループのすべての役員・従業員の判断の拠り所や取るべき行動として「日立金属グループ行動規範」を定めるとともに、コンプライアンスへの理解を深めるためCSRガイドブックを作成し、これを当社グループの全役員及び従業員に配布しております。コンプライアンス教育については、講義形式やeラーニング形式によりグループワイドで定期的実施しております。内部通報制度を整備し、通報者保護を優先したうえで企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止に努めています。また、毎年10月を企業倫理月間と定め、経営幹部を対象にした社外講師によるコンプライアンス講義をはじめとした、コンプライアンス意識の醸成のための行事を展開しております。

当期は、特に品質に関する不適切行為の再発防止策として、品質専任の執行役である最高品質責任者（CQO）の設置、品質保証部門の独立性の確保等により、品質保証体制のガバナンス強化を図ったほか、品質重視に向けた意識改革と行動の変革を目的に、経営幹部によるメッセージの発信やタウンホールミーティングの継続実施、「全社品質活動理念」の会社規則化や「日立金属グループ行動規範」を補完する「日立金属グループ企業倫理・コンプライアンスコード」の制定等の品質保証関連規則の整備、並びに品質コンプライアンス教育等を実施しました。また、内部通報制度の強化として、当社役員による内部通報の隠蔽や通報者に対する不利益な取り扱いを防止することを目的に、外部業者が受付窓口となる内部通報システムを新たに導入しました。

2021年4月には、今後の再発防止策の深化及び施策の実効性を高めることを目的に、外部有識者を構成員に含めた「品質コンプライアンス委員会」を取締役会の諮問機関として設置しました。同委員会のもと、特別調査委員会の調査で完了しなかった部分の追加検証、再発防止策の実施及び効果の検証等を実施してまいります。

(2) リスク管理

政治・経済・社会情勢の変化、為替変動、急速な技術革新、顧客ニーズの変化その他の事業リスクについて、各執行役が把握、分析及び対応策の検討を行うとともに、適宜、取締役会、監査委員会、経営会議その他の会議における議論を通じて、その見直しを図っております。また、当社グループの各拠点は、コンプライアンス、反社会的勢力、投資、財務、調達、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出管理、法務等に係る顕在化したリスク情報を、各業務担当部門等と、速やかに共有する体制を構築するとともに、コーポレートの各業務担当部門が、社内規則・ガイドライン等の制定、教育、啓発、事前チェック並びに業務監査等を実施し、社内の関係業務担当部門と連携することによって、リスクの回避、予防及び管理を行っております。また、大規模地震などを想定したBCPの策定及びその訓練や見直しを継続的に実施するとともに、災害発生時における従業員やその家族の安全をインターネット経由で確認するための安否確認システムを整備しております。

当期は、前期に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として在宅勤務をはじめ出勤時のオフィス内でのマスク着用の徹底、各部門の出勤率上限の設定及び定期的な従業員の体調管理等に取り組んでおります。

なお、品質に関する不適切行為では、品質コンプライアンス・リスクに対するモニタリング機能が十分に働かず、不適切行為や不適切行為発生の可能性が問題として捕捉されにくくなっていたことが、不適切行為が継続した主な原因の一つと考えております。このため、当社は、品質コンプライアンスに関するモニタリング強化を再発防止策の一つとして掲げ、(1) 営業・開発・設計・製造における内部統制上の第1のディフェンスラインに加え、品質保証本部による内部監査(整合性監査)の見直し(第2のディフェンスライン)、監査室による品質保証本部に対する監査の実施(第3のディフェンスライン)を行うこと、(2) 監査委員会は、上記(1)の品質保証本部や監査室による監査の結果に対して意見を述べ、又は改善を要求した場合、どのように改善がなされたかのフォローアップと、客観的な視点からそれらを確認する運用を確立すること、(3) 品質保証本部及びCQO(最高品質責任者)によるリスクマネジメントの活動内容について、定期的に経営幹部の間に情報を共有し、その適否や部門横断的な対応の要否を協議したり、内部監査の対象とすること、を実施してまいります。

(3) 財務報告に係る内部統制の有効性評価

当社は、推進体制として執行役を長とするインターナル・コントロール委員会を設置し、この事務局を監査室に置いています。同事務局は、每期、評価方針を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を評価し、この結果をインターナル・コントロール委員会(当期は、5回開催)で審議し、必要な指示を関連部門に行っております。また、インターナル・コントロール委員会での審議結果は、経営会議及び監査委員会に報告しております。

(4) 内部監査

当社グループの内部監査は、監査室が毎期の監査方針及び監査実施計画を策定し、これに基づき、概ね3年サイクルで当社各事業所及び国内外の子会社の経営状況及び業務執行状況を監査するとともに、監査委員会監査及び会計士監査と連携し、三様監査を推進しております(当期は、当社及び国内外子会社8社について実施)。このほかに、執行役社長の特命等に基づいて、特別監査を実施することがあります。なお、執行役社長及び監査委員会に対して、監査方針及び監査実施計画を事前に報告するとともに、概ね月1回監査結果を報告し、関連事業部門の事業責任者やコーポレート部門各部に対して概ね月1回監査報告会を開催し、業務執行の改善を要請しております。

2 連結持分変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | その他の 包括利益累計額 |
|--------------|--------|---------|---------|-----------------|
| 2020年4月1日 | 26,284 | 115,405 | 374,820 | 4,969 |
| 変動額 | | | | |
| 当期損失(△) | － | － | △42,285 | － |
| その他の包括利益 | － | － | － | 17,206 |
| 親会社株主に対する配当金 | － | － | △5,558 | － |
| 非支配持分に対する配当金 | － | － | － | － |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － |
| 自己株式の売却 | － | 0 | － | － |
| 利益剰余金への振替 | － | － | △89 | 89 |
| 変動額合計 | － | 0 | △47,932 | 17,295 |
| 2021年3月31日 | 26,284 | 115,405 | 326,888 | 22,264 |

| | 自己株式 | 親会社株主 持分合計 | 非支配持分 | 資本の部合計 |
|--------------|--------|---------------|-------|---------|
| 2020年4月1日 | △1,165 | 520,313 | 2,540 | 522,853 |
| 変動額 | | | | |
| 当期損失(△) | － | △42,285 | △271 | △42,556 |
| その他の包括利益 | － | 17,206 | 190 | 17,396 |
| 親会社株主に対する配当金 | － | △5,558 | － | △5,558 |
| 非支配持分に対する配当金 | － | － | △12 | △12 |
| 自己株式の取得 | △5 | △5 | － | △5 |
| 自己株式の売却 | 0 | 0 | － | 0 |
| 利益剰余金への振替 | － | － | － | － |
| 変動額合計 | △5 | △30,642 | △93 | △30,735 |
| 2021年3月31日 | △1,170 | 489,671 | 2,447 | 492,118 |

3 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第1項に基づき国際財務報告基準（以下、「IFRS」といいます。）に準拠して作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRSで要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

61社

主要な連結子会社の名称

日立金属商事(株)、Waupaca Foundry, Inc.、

Hitachi Metals America, Ltd.、

(株)日立金属ネオマテリアル、日立金属投資（中国）有限公司

（当連結会計年度における異動）

（増加） 0社

（減少） 1社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数

9社

主要な持分法適用関連会社の名称

住電日立ケーブル(株)、青山特殊鋼(株)

（当連結会計年度における異動）

（増加） 0社

（減少） 1社

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①金融資産の評価基準及び評価方法

IFRS第9号「金融商品」を適用しております。

償却原価で測定する金融資産

以下の要件を満たす金融資産を償却原価で測定する金融資産として分類しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高にかかる利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用を含む）で当初認識しております。当初認識後は、実効金利法を用いて帳簿価額を算定しております。また、償却原価で測定する金融資産にかかる利息発生額は連結損益計算書の受取利息に含めております。

FVTOCI金融資産

当社グループは、主に投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有している資本性金融資産をFVTOCI金融資産として分類しております。FVTOCI金融資産は公正価値で当初認識し、それ以降も連結決算日の公正価値で測定しております。公正価値の変動は連結会計期間のその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の包括利益累計額に認識しております。ただし、FVTOCI金融資産から生じる配当金については、明らかに投資の払い戻しの場合を除き、純損益として認識しております。

FVTPL金融資産

FVTOCI金融資産として分類されない資本性金融資産及び償却原価で測定する金融資産に分類されない負債性金融資産は、全てFVTPL金融資産に分類しております。FVTPL金融資産は、当初認識後、公正価値で測定し、その公正価値の変動は純損益として認識しております。

金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が移転し、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、当該金融資産の認識を中止しております。

金融資産の減損

当社グループは、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かに応じて貸倒引当金を評価しており、信用リスクが著しく増大している場合には、金融資産の予想残存期間の全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定し、信用リスクが著しく増大していない場合には、期末日後12か月以内に生じる予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、売上債権、契約資産及びリース債権については、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。信用リスクの著しい増大の有無は、債務不履行発生のリスクの変化に基づいて判断しており、予想信用損失の変動額は減損損失として純損益に認識しております。

デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク、金利リスク及び原材料である銅の価格変動リスクをヘッジするために、先物為替予約契約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約及び銅先物取引といったデリバティブ商品を利用しております。これらのデリバティブはその保有目的、保有意思にかかわらず全て公正価値で計上しております。

当社グループが利用しているヘッジの会計処理は、下記のとおりであります。

- ・「公正価値ヘッジ」は、既に認識された資産又は負債もしくは未認識の確定契約の公正価値の変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が有効である限り、既に認識された資産又は負債もしくは未認識の確定契約とその関連するデリバティブの公正価値の変動は純損益で認識しております。
- ・「キャッシュ・フロー・ヘッジ」は、将来取引のヘッジ又は既に認識された資産又は負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が有効である限り、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動はその他の包括利益として認識しております。この会計処理は、ヘッジ対象に指定された未認識の確定契約又は将来キャッシュ・フローの変動を純損益に認識するまで継続し、その時点でデリバティブの公正価値の変動も純損益に含めております。なお、ヘッジ対象に指定された予定取引により、非金融資産もしくは非金融負債が認識される場合、その他の包括利益として認識したデリバティブの公正価値の変動は、当該資産又は負債が認識された時点で、当該資産又は負債の取得原価その他の帳簿価額に直接含めております。

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に定められるデリバティブを利用する目的、その戦略を含むリスク管理方針を文書化しており、それに加えて、そのデリバティブがヘッジ対象の公正価値又は将来キャッシュ・フローの変動の影響を相殺しているかどうかについて、ヘッジの開始時及び開始後も引き続き、一定期間毎に評価を行っております。ヘッジの効果が有効でなくなった場合は、ヘッジ会計を中止しております。

②非金融資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で評価しており、原価は、商品及び製品・仕掛品については個別法又は総平均法により、原材料及び貯蔵品については移動平均法又は総平均法によっております。正味実現可能価額とは、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除したものをいいます。

有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用を含めております。

のれん及び無形資産

・のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

・無形資産（のれんを除く）

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

非金融資産の減損

各資産について減損の兆候の有無の判定を行い、ある事象や状況の変化によりその帳簿価額が回収不可能であるような兆候がある場合、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産及びのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、主に第4四半期において、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。減損テストを実施する際には、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最小単位でグループ分けしております。

回収可能価額は、主に現在の市場価格又は当該資産の使用及び最終処分価値から期待される見積将来キャッシュ・フローに基づく収益アプローチ（現在価値技法）により算定しております。資金生成単位に割り当てられた資産の帳簿価額が回収可能価額を超える場合には、その資金生成単位に属する資産について減損損失を認識しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した前提事項に重要な変更が生じ、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が認められる場合において、当該資産又は資金生成単位を対象に回収可能価額の見積りを行い、算定した回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻し入れを行っております。

(2)重要な資産の減価償却又は償却の方法及び見積耐用年数

有形固定資産

各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって、主として定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。また、使用権資産は、リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い方までにわたって、定額法で減価償却を行っております。

| | |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物 | 2年から60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年から20年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年から30年 |
| 使用権資産 | 2年から50年 |

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

無形資産

耐用年数を確定できる無形資産については、それぞれの見積耐用年数にわたって、主として定額法で償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|----------|---------|
| ソフトウェア | 2年から10年 |
| その他の無形資産 | 2年から20年 |

(3)重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を負担しておりますが、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ、当該債務の金額の合理的な見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

なお、債務の決済までの期間が長期となると想定され、貨幣の時間価値が重要な場合には、決済時に予測される支出額の現在価値により引当金を測定しております。現在価値の算出には、貨幣の時間的価値及び当該債務に関連する固有のリスクを反映した税引前の割引率を利用しております。

①資産除去債務

当社グループが使用する工場設備や敷地等の賃貸借契約に付随する原状回復義務等、通常の使用に供する固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務を有する場合には、主に過去の実績等に基づき算出した将来支出の見積額に基づき資産除去債務を認識しております。

②環境対策引当金

当社グループは「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付を行うため、確定給付企業年金制度等の外部積立型の年金制度、積立型及び非積立型の退職一時金制度を採用しており、確定給付制度債務の現在価値及び退職給付費用は予測単位積増方式により算定しております。

確定給付資産又は負債の純額の再測定差額については、発生した期にその全額がその他の包括利益で認識されております。また、過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

確定給付資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定され、連結財政状態計算書で資産又は負債として認識しております。

また、当社及び一部の連結子会社は、確定拠出型の年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が役務を提供した期間に費用として認識しております。

(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより当社グループの各機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算

在外営業活動体の資産・負債は決算日の為替相場により、収益及び費用項目は期中平均為替相場により円換算しております。

この在外営業活動体の財務諸表の換算により発生する換算差額は、その他の包括利益に計上しております。

②消費税等の会計処理

顧客から預かり、税務当局に納付される消費税は、連結損益計算書上で売上収益、売上原価及び費用から除外しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 有形固定資産、のれん及び無形資産の減損損失（有形固定資産333,448百万円、のれん及び無形資産111,431百万円、減損損失35,857百万円）

有形固定資産、のれん及び無形資産の減損損失の算定方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 ②非金融資産の評価基準及び評価方法 非金融資産の減損」に記載しております。

各資産の属する資金生成単位ごとの回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、経営者により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を、加重平均資本コストをもとに算定した割引率で、現在価値に割引いて算定しております。事業計画は外部情報に基づき、過去の経験を反映したものであり、原則として5年を限度としております。当社グループにおいては、多種多様な製品の開発、生産、販売からサービスの提供等、幅広い事業活動を展開しており、各事業活動に適した外部情報を用いております。事業計画後のキャッシュ・フローは、資金生成単位が属する市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率をもとに算定しております。使用した割引率は、過去の加重平均資本コストを基礎として見積っております（7～11％程度）。また、将来キャッシュ・フローには、予算等の見積り及び事業をおこなっている国・地域の成長率を超えないと推定される永久成長率（最大2％程度）が反映されております。なお、事業計画の策定にあたり、当社グループは、グローバルに幅広い事業活動を行っているため、セグメントや地域により状況は異なるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い現在生じている国内外の経済活動の停滞は、中長期的には回復すると仮定しております。しかし、世界各地における経済・社会活動が大きく制限される状況が継続しており、当社グループの事業領域においても期初に想定した回復の速度と比較して需要の回復は緩やかなものになると想定しております。当該仮定は当連結会計年度末時点における最善の見積りであると判断しておりますが、想定以上に影響が長期化あるいは拡大した場合には、事業計画に影響を及ぼす可能性があります。また、使用価値の算定に使用する割引率は、株式市場の動向や金利の変動等により影響を受けます。事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー、割引率、成長率に重要な変動があった場合は回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性があります。

2. 退職給付に係る負債（退職給付に係る負債64,260百万円）

退職給付に係る負債の算定方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (4)退職給付に係る会計処理の方法」に記載しております。数理計算によって算出される退職給付費用の評価には、死亡率、脱退率、退職率、給与の変更及び割引率等の退職給付費用を見積る上で利用される様々な数理計算上の仮定が含まれております。当社グループは、人員の状況、市況及び将来の金利の動向等の多くの要素を考慮に入れて、数理計算上の仮定を見積っております。数理計算上の仮定は、最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・交付によって影響を受ける可能性があります。

3. 繰延税金資産の実現可能性の評価（繰延税金資産23,835百万円）

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産の実現可能性を評価するにあたり、当社グループは、同資産の一部又は全部が実現しない蓋然性の検討を行っております。同資産が最終的に実現するか否かは、これらの一時差異等が、将来、それぞれの納税地域における納税額の計算上、課税所得の減額あるいは税額控除が可能となる会計期間において、課税所得を計上し得るか否かによります。実現可能性は確定的ではありませんが、実現可能性の評価において、当社グループは、繰延税金負債の振り戻しの予定及び予想される将来の課税所得を考慮しております。これらの諸要素に基づき当社グループは、当連結会計年度末現在の認識可能と判断された繰延税金資産が実現する蓋然性は高いと確信しておりますが、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受け、実際に課税所得が生じる時期及び金額は見積りと異なる可能性があります。将来の課税所得の見積りにあたり、当社グループは、グローバルに幅広い事業活動を行っているため、セグメントや地域により状況は異なるものの、新型コロナウイルス

イルス感染症の拡大に伴い現在生じている国内外の経済活動の停滞は、中長期的には回復すると仮定しております。しかし、世界各地における経済・社会活動が大きく制限される状況が継続しており、当社グループの事業領域においても期初に想定した回復の速度と比較して需要の回復は緩やかなものになると想定しております。当該仮定は当連結会計年度末時点における最善の見積りであると判断しておりますが、想定以上に影響が長期化あるいは拡大した場合には、将来の課税所得に影響を及ぼす可能性があります。

4. 品質不適切行為関連の偶発債務

品質不適切行為関連の偶発債務は、「連結財政状態計算書に関する注記 2.保証債務等 (2)その他」に記載しております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額 909,721百万円

2. 保証債務等

(1)保証債務

連結子会社以外の会社等の金融機関借入金に対し、債務保証を行っております。

保証先

従業員（住宅融資等） 49百万円

日本エアロフォージ(株) 2,205百万円

計 2,254百万円

(2)その他

当社及び子会社の磁石製品、特殊鋼製品、自動車鋳物製品等において、顧客と取り決めた仕様で定められた特性について、その検査結果を書き換えた事案等の不適切行為等が確認され、顧客と取り決めた仕様を満たさない製品等が顧客に納入されていたことが確認されました。当社では、不適切行為等が確認された製品について、実際に当社が行った検査方法と顧客と取り決めた検査方法との相関関係分析、顧客立会いの下での性能確認、或いは当社にて保管している製品サンプルの再検査等の方法により検証を進めております。発生可能性が高くかつ合理的に見積ることができる一部については負債に計上しているものの、今後の顧客との協議等の結果によっては、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積ることが困難なため、当連結会計年度の連結計算書類には反映しておりません。

連結損益計算書に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| 1. その他の収益の内容 | |
| 事業再編等利益 | 3,726百万円 |
| 固定資産売却益 | 1,179百万円 |
| 固定資産賃借料 | 1,052百万円 |
| その他 | 3,769百万円 |
| 計 | 9,726百万円 |
| 2. その他の費用の内容 | |
| 事業構造改革関連費用 | 5,620百万円 |
| 品質不適切行為関連費用（注） | 6,829百万円 |
| 固定資産の減損 | 35,857百万円 |
| その他 | 5,656百万円 |
| 計 | 53,962百万円 |

（注）当社及び子会社の磁石製品、特殊鋼製品、自動車鋳物製品等において、顧客と取り決めた仕様で定められた特性について、その検査結果を書き換えた事案等の不適切行為等が確認され、顧客と取り決めた仕様を満たさない製品等が顧客に納入されていたことが確認されました。当社では、不適切行為等が確認された製品について、実際に当社が行った検査方法と顧客と取り決めた検査方法との相関関係分析、顧客立会いの下での性能確認、或いは当社にて保管している製品サンプルの再検査等の方法により検証を進めております。また、外部の専門家により構成される特別調査委員会を設置し、事実確認と原因究明等の調査を進めてきました。これらに関連する費用等を品質不適切行為関連費用として計上しております。

当連結会計年度において認識した減損損失の主な内容は、磁性材料・パワーエレクトロニクスセグメントの内、磁性材料事業の事業環境の変化に伴い収益性が低下したことによる減損損失15,657百万円であります。有形固定資産（主に機械装置）の減損損失は10,356百万円、のれん及び無形資産の減損損失は5,301百万円であり、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。回収可能価額は使用価値に基づき測定しており、減損損失を認識した第2四半期連結会計期間末時点で74,875百万円と評価しております。当該使用価値は、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト10.1%により現在価値に割り引いて算定しております。

加えて、特殊鋼製品セグメントの内、航空機エネルギー事業の事業環境の変化に伴い収益性が低下したことによる減損損失12,102百万円を計上しております。有形固定資産（主に機械装置）の減損損失は12,027百万円、のれん及び無形資産の減損損失は75百万円であり、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。回収可能価額は使用価値に基づき測定しており、減損損失を認識した第4四半期連結会計期間末時点で16,491百万円と評価しております。当該使用価値は、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト7.3%により現在価値に割り引いて算定しております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 428,904,352株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 2020年5月27日 取締役会 | 普通株式 | 5,558 | 利益剰余金 | 13.0 | 2020年3月31日 | 2020年6月30日 |

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) リスク管理方針

① 金利リスク

当社グループは、主に長期性負債に関連する金利変動リスクにさらされており、この変動の影響を最小化するため、主に金利スワップ契約を締結してキャッシュ・フローの変動を管理しております。金利スワップ契約は受取変動・支払固定の契約であり、借入金等の長期性負債の変動金利支払分を受取り、固定金利を支払うことによって、変動金利の長期性負債を固定金利の長期性負債としております。

② 為替リスク

当社グループは、外国為替相場の変動リスクにさらされている資産又は負債を保有しており、外国為替相場の変動リスクをヘッジするために、先物為替予約契約を利用しております。

販売及び仕入に係る為替変動リスクについては、毎月通貨毎に将来キャッシュ・フローの純額を決済期日毎に測定し、この一定割合に対して主に先物為替予約契約を締結することにより、外貨建債権債務及び外貨建予定取引から発生する将来キャッシュ・フローを固定化しております。為替予約の期間は、概ね1年以内であります。先物為替予約契約とヘッジ対象とのヘッジ関係は高度に有効であり、ヘッジ対象外貨建資産・負債の為替相場の変動の影響を相殺しております。

また、一部の連結子会社において外貨建借入金の為替と金利の変動リスクをヘッジするために通貨スワップ契約を利用しております。

③ 信用リスク

信用リスクとは、金融商品又は顧客との契約の下で、相手方の契約不履行により、財務上の損失を被るリスクであります。当社グループは、営業活動から生じる信用リスク（主に売上債権）と、金融機関への預金、為替取引及びその他の金融商品を含めた財務活動から生じる信用リスクにさらされております。当社グループの取引相手及び取引地域は広範囲にわたっており、重要な信用リスクの集中は発生しておりません。また、当社グループでは、取引対象商品及び取引先の財政状態や格付けの状況等、信用リスクを定期的に調査し信用リスクに応じた取引限度額を設定しております。

④ 流動性リスク

当社グループは、現在及び将来の事業活動のための適切な水準の流動性の維持及び機動的・効率的な資金の確保を財務活動の重要な方針としております。当社グループは、運転資金の効率的な管理を通じて、事業活動における資本効率の最適化を図るとともに、当社グループ内の資金の管理を当社に集中させることを推進しており、当社グループ内の資金管理の効率改善に努めております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の公正価値等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 | 公正価値 |
|-----------|---------|---------|
| 現金及び現金同等物 | 99,339 | 99,339 |
| 売上債権 | 167,553 | 167,553 |

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 | 公正価値 |
|------------------------------------|---------|---------|
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 (FVTPL) | | |
| 流動 | | |
| デリバティブ | | |
| 先物為替予約契約 | 2 | 2 |
| 通貨スワップ契約 | 4 | 4 |
| 非流動 | | |
| 有価証券 | 819 | 819 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 (FVTOCI) | | |
| 非流動 | | |
| 有価証券 (*1) | 8,230 | 8,230 |
| 償却原価で測定する金融資産 | | |
| 流動 | | |
| 短期貸付金 | 9 | 9 |
| 償還期長期債権 | | |
| 一年以内返済予定の長期貸付金 | 1 | 1 |
| 非流動 | | |
| その他の負債性金融資産 | 1,924 | 1,924 |
| 長期貸付金 | 668 | 668 |
| 買入債務 | 150,639 | 150,639 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 (FVTPL) | | |
| 流動 | | |
| デリバティブ | | |
| 金利スワップ契約 | 40 | 40 |
| 通貨スワップ契約 | 11 | 11 |
| 非流動 | | |
| デリバティブ | | |
| 通貨スワップ契約 | 34 | 34 |
| 償却原価で測定する金融負債 | | |
| 流動 | | |
| 短期借入金 | 72,511 | 72,511 |
| 償還期長期債務 | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 25,861 | 25,906 |
| 1年内償還予定の社債 | 20 | 20 |
| リース負債 (*2) | 3,251 | 3,251 |

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 | 公正価値 |
|------------|--------|--------|
| 非流動 | | |
| 長期債務 | | |
| 長期借入金 | 41,458 | 41,518 |
| 社債 | 39,898 | 39,882 |
| リース負債 (*2) | 12,319 | 12,319 |

(*1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券は、資本性金融資産であります。

(*2) リース負債の公正価値は、財政状態計算書における重要性が無いため、最低リース料残高に対して当初認識時のリース計算利率等で割引いた現在価値により算定しております。よって、公正価値は当該帳簿価額によっております。

(注) 金融商品の公正価値の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び現金同等物、売上債権、短期貸付金、短期借入金、買入債務

満期までの期間が短いため、連結財政状態計算書計上額は見積公正価値と近似しております。

②長期貸付金

同様の貸付形態での追加貸付に係る利率を使用した将来キャッシュ・フローの現在価値を見積公正価値としております。

③長期債務・償還期長期債務

当該負債の市場価格、又は同様の契約条項での市場金利を使用した将来のキャッシュ・フローの現在価値を見積公正価値としております。

④有価証券及びその他の金融資産（長期貸付金を除く）、その他の金融負債

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いた指標の観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、公正価値ヒエラルキーは以下のように定義しております。

レベル1

同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2

レベル1以外の直接又は間接的に観察可能な指標を使用して測定した公正価値

レベル3

重要な観察可能でない指標を使用して測定した公正価値

公正価値に複数の指標を使用している場合には、その公正価値測定全体において重要な最も低いレベルの指標に基づいて公正価値のレベルを決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものと認識しております。

有価証券

市場価格で公正価値を測定できる有価証券は、レベル1に分類されております。レベル1の有価証券には上場株式、国債等の負債性証券、上場投資信託等が含まれております。

有価証券の活発な市場が存在しない場合、類似の有価証券の市場価格及び同一又は類似の有価証券に対する投げ売りでない市場価格、観測可能な金利及び利回り曲線、クレジット・スプレッド又はデフォルト率を含むその他関連情報によって公正価値を決定しております。これらの投資はレベル2に分類されます。レベル2の有価証券には、短期投資と相対で取引される上場株式等が含まれます。

非上場株式等、金融商品の公正価値を測定するための重要な指標が観測不能である場合、これらの投資はレベル3に分類されます。当社グループは、金融機関により提供された価格情報を用いてこれらの投資を評価しており、提供された価格情報は、独自の評価モデルを用いた収益アプローチあるいは類似金融商品の価格との比較といった市場アプローチにより検証しております。

デリバティブ

投げ売りでない市場価格、活発でない市場での価格、観測可能な金利及び利回り曲線や外国為替及び商品の先物及びスポット価格を用いたモデルに基づき測定するデリバティブは、レベル2に分類されております。レベル2に分類されるデリバティブには、主として金利スワップ、外国為替及び商品の先物が含まれております。金融商品の公正価値を測定するための重要な指標が観測不能である場合、これらのデリバティブはレベル3に分類されます。当社グループは、金融機関により提供された価格情報等を用いてこれらのデリバティブを評価しており、提供された価格情報等は、独自の評価モデルを用いた収益アプローチあるいは類似金融商品の価格との比較といった市場アプローチにより検証しております。

償却原価で測定する金融資産及び金融負債

償却原価で測定する金融資産及び金融負債の見積公正価値は、主にレベル2及びレベル3に分類されております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社株主持分 | 1,145円26銭 |
| 2. 基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期損失(△) | △98円90銭 |

重要な後発事象に関する注記

(公開買付け)

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、株式会社BCJ-52（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の前記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後には予定された一連の手続を経て、当社株式全てを取得することを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

1.公開買付者の概要

| | |
|--------------|-----------------------------------|
| ①名称 | 株式会社BCJ-52 |
| ②所在地 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階 |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役 杉本 勇次 |
| ④事業内容 | 当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること |
| ⑤資本金 | 25,000円 |
| ⑥設立年月日 | 2021年4月23日 |
| ⑦大株主及び持株比率 | 合同会社BCJ-51（持株比率 100.00%） |
| ⑧当社と公開買付者の関係 | |
| 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

2.本公開買付けの概要

(1)買付け等の期間

2021年11月下旬に本公開買付けが開始されることを想定しております。

(2)買付け等の価格

普通株式1株につき、2,181円

(3)買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------------|-------------|----------|
| 199,342,443株 | 56,821,201株 | —株 |

4 株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|----------------------|--------|--------|----------|---------|---------|-----------|-------|---------|----------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | | | 特別償却準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 26,284 | 36,699 | 91,777 | 128,476 | 6,571 | 165 | 1,195 | 44,580 | 142,094 | 194,605 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | | △ 79 | | | 79 | - |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | | △ 18 | | 18 | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △ 5,558 | △ 5,558 |
| 当期純損失 (△) | | | | | | | | | △ 8,975 | △ 8,975 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 0 | 0 | - | △ 79 | △ 18 | - | △ 14,436 | △ 14,533 |
| 当期末残高 | 26,284 | 36,699 | 91,777 | 128,476 | 6,571 | 86 | 1,177 | 44,580 | 127,658 | 180,072 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|----------------------|---------|----------|--------------|---------|------------|----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △ 1,161 | 348,204 | △ 77 | 0 | △ 77 | 348,127 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | | - |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | - | | | | - |
| 剰余金の配当 | | △ 5,558 | | | | △ 5,558 |
| 当期純損失 (△) | | △ 8,975 | | | | △ 8,975 |
| 自己株式の取得 | △ 5 | △ 5 | | | | △ 5 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | 76 | 1 | 77 | 77 |
| 当期変動額合計 | △ 5 | △ 14,538 | 76 | 1 | 77 | △ 14,461 |
| 当期末残高 | △ 1,166 | 333,666 | △ 1 | 1 | 0 | 333,666 |

5 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

原価法により評価しております。（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品及び製品、仕掛品……………個別法又は総平均法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法又は総平均法

1.2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1.3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して必要額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法又は発生年度に費用処理する方法により費用処理しております。

(5)関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して損失負担見込額を計上しております。

(6)環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

1.4.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……………借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

ヘッジ方針……………ヘッジ対象の範囲内で為替、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半年毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(3)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4)のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個々の投資毎に投資効果の発現する期間を見積り、計上後20年以内の期間で均等償却しております。

2006年度に公開買付けにより株式を追加取得した(株)NEOMAX株式に係るのれんについては、20年で均等償却しております。その他ののれんについては、5年で均等償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

3.1. 固定資産の減損

(1) 当期の計算書類に計上した金額

有形固定資産の当期末残高 143,472百万円

無形固定資産の当期末残高 18,209百万円

減損損失の当期計上額 15,267百万円

(2) 会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ② 非金融資産の評価基準及び評価方法 非金融資産の減損」及び「会計上の見積りに関する注記 1. 有形固定資産、のれん及び無形資産の減損損失」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3.2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 22,608百万円

(2) 会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 3. 繰延税金資産の実現可能性の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3.3. 退職給付引当金

(1) 当期の計算書類に計上した金額

退職給付引当金 26,184百万円

(2) 会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 2. 退職給付に係る負債」及び個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1.3. 引当金の計上基準 (4) 退職給付引当金」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3.4. 品質不適切行為関連の偶発債務

個別注記表「4. 貸借対照表に関する注記 (2) 保証債務等 ・ その他」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産減価償却累計額 436,796百万円

(2)保証債務等

・保証債務 2,254百万円

・その他

当社の磁石製品、特殊鋼製品、自動車鋳物製品等において、顧客と取り決めた仕様で定められた特性について、その検査結果を書き換えた事案等の不適切行為等が確認され、顧客と取り決めた仕様を満たさない製品等が顧客に納入されていたことが確認されました。当社では、不適切行為等が確認された製品について、実際に当社が行った検査方法と顧客と取り決めた検査方法との相関関係分析、顧客立会いの下での性能確認、或いは当社にて保管している製品サンプルの再検査等の方法により検証を進めております。発生可能性が高くかつ合理的に見積ることができる一部については負債に計上しているものの、今後の顧客との協議等の結果によっては、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積ることが困難なため、当事業年度の計算書類には反映していません。

(3)関係会社に対する金銭債権・金銭債務

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 金銭債権 | 売掛金 | 56,357百万円 |
| | 未収入金 | 37,649百万円 |
| | 短期貸付金 | 21,393百万円 |
| | 関係会社長期貸付金 | 5,136百万円 |
| 金銭債務 | 買掛金 | 19,910百万円 |
| | 未払金 | 5,707百万円 |
| | 短期借入金 | 35,410百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引

営業取引 売上高 222,061百万円

仕入高 181,441百万円

営業取引以外の取引高 16,776百万円

(2)減損損失

当事業年度において認識した減損損失の主な内容は、磁性材料・パワーエレクトロニクスセグメントの内、磁性材料事業の事業環境の変化に伴い収益性が低下したことによる減損損失5,009百万円であり、有形固定資産（主に機械装置）の減損損失は4,989百万円、無形固定資産の減損損失は20百万円であり、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。回収可能価額には不動産鑑定評価額より合理的に算定された正味売却価額を使用しており、減損損失を認識した第2四半期会計期間末時点で8,741百万円と評価しております。

加えて、特殊鋼製品セグメントの内、航空機エネルギー事業の事業環境の変化に伴い収益性が低下したことによる減損損失8,131百万円を計上しております。有形固定資産（主に機械装置）の減損損失は8,056百万円、無形固定資産の減損損失は75百万円であり、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。回収可能価額には不動産鑑定評価額より合理的に算定された正味売却価額を使用しており、減損損失を認識した第4四半期会計期間末時点で1,244百万円と評価しております。

(3)品質不適切行為関連費用

当社の磁石製品、特殊鋼製品、自動車鋳物製品等において、顧客と取り決めた仕様で定められた特性について、その検査結果を書き換えた事案等の不適切行為等が確認され、顧客と取り決めた仕様を満たさない製品等が顧客に納入されていたことが確認されました。当社では、不適切行為等が確認された製品について、実際に当社が行った検査方法と顧客と取り決めた検査方法との相関関係分析、顧客立会いの下での性能確認、或いは当社にて保管している製品サンプルの再検査等の方法により検証を進めております。また、外部の専門家により構成される特別調査委員会を設置し、事実確認と原因究明等の調査を進めてきました。これらに関連する費用等を品質不適切行為関連費用として6,605百万円計上しております。

(4)事業構造改善費用

事業構造改善費用(2,669百万円)は、緊急業績対策として実施した従業員を対象とした早期退職による特別退職金等であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式数 普通株式 1,340,710株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|-----------|
| 未払賞与 | 1,342 |
| 貸倒引当金 | 1,688 |
| 退職給付引当金 | 7,978 |
| 退職給付信託設定額 | 1,519 |
| 減損損失 | 799 |
| 減価償却超過額 | 13,071 |
| 原価差額調整額 | 1,027 |
| 投資有価証券評価損 | 4,216 |
| 繰越欠損金 | 7,838 |
| その他 | 4,600 |
| 繰延税金資産 小計 | 44,078百万円 |
| 評価性引当額 | △17,336 |
| 繰延税金資産 合計 | 26,742百万円 |

繰延税金負債

| | |
|-----------|-----------|
| 固定資産圧縮積立金 | △764 |
| 特別償却準備金 | △38 |
| 前払年金費用 | △1,245 |
| 土地評価益 | △1,270 |
| 子会社株式 | △676 |
| その他 | △141 |
| 繰延税金負債 合計 | △4,134百万円 |

繰延税金資産の純額 22,608百万円

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として、特殊鋼製品、磁性材料・パワーエレクトロニクス、素形材製品、電線材料等の製造設備の一部があります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

9.1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

| 種類 | 会社名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------|---------|---------------------------|-------------------|-------------------------------|--|----------------------------------|-------------------------------------|-------------|---------------|
| 親会社 | (株)日立製作所 | 東京都千代田区 | 460,790 | 電気機器の製造及び販売 | 直接 53.4 | 製品の継続的売買 役務の提供 技術の提供 金銭消費貸借 従業員の兼任 | 日立グループ・プーリング制度による借入、預入 (注1、2) | 返済 1,183 預入 51,190 (注3) | 関係会社 預け金 | 51,190 |

(注1) 2001年10月より資金の集中管理を目的とした日立グループ・プーリング制度に加入しており、期末残高はその時点での預け金を表しております。

(注2) 資金の融通の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 資金の融通は日々行われており、取引金額は前期末時点との差引き金額を表しております。

(イ) 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------|--------|---------------------------|-------------------|-------------------------------|---------------------------------------|--------------------------|---------------------|-------|---------------|
| 子会社 | 日立金属商事(株) | 東京都港区 | 350 | 各種製品の販売 | 直接 100.0 | 製品の販売 製品の仕入 従業員の派遣 | 製品の販売 (注1) | 70,156 | 売掛金 | 21,621 |
| | | | | | | | 当社プーリング制度による借入 (注2、3) | 借入 33 (注4) | 短期借入金 | 8,281 |
| 子会社 | 東日京三電線(株) | 茨城県石岡市 | 3,569 | 電線材料 | 直接 100.0 | 製品の販売 製品の仕入 従業員の派遣 | 当社プーリング制度による借入 (注2、3) | 借入 1,203 (注4) | 短期借入金 | 12,594 |
| 子会社 | (株)日立金属ネオマテリアル | 大阪府吹田市 | 400 | 特殊鋼製品 | 直接 100.0 | 製品の販売 製品の仕入 従業員の派遣 材料等の代理購買他 | 製品の仕入 (注1) | 60,425 | 買掛金 | 6,712 |
| | | | | | | | 材料の代理購買他 (注1) | 44,371 | 未収入金 | 22,612 |

(注1) 製品の販売及び仕入、材料等の代理購買については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 1999年6月より当社グループの資金集中管理を目的としたプーリング制度を開始しており、期末残高はその時点での借入金を表しております。

(注3) 資金の融通の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 資金の融通は日々行われており、取引金額は前期末時点との差引き金額を表しております。

9.2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

(株)日立製作所（株）東京証券取引所、(株)名古屋証券取引所に上場

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 780円39銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | |
|--------------------------|--------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額 | 333,666百万円 |
| 普通株式に係る純資産額 | 333,666百万円 |
| 普通株式の期末発行済株式数 | 428,904,352株 |
| 普通株式の自己株式数 | 1,340,710株 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 | 427,563,642株 |

(2) 1株当たり当期純損失金額 △20円99銭

1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | |
|----------------|--------------|
| 損益計算書上の当期純損失金額 | △8,975百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | -百万円 |
| 普通株式に係る当期純損失金額 | △8,975百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 427,565,354株 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(公開買付け)

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、株式会社BCJ-52（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の前記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後に予定された一連の手続を経て、当社株式全てを取得することを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

詳細は、連結注記表における「重要な後発事象に関する注記」に記載の通りです。